

令和元年度 日本医師会事業計画

人生 100 年時代を見据えた今、医療のあり方を巡り大きな変革が求められている。

世界が未だ経験したことのない長寿社会の先駆けとして、多様な人生に寄り添う医療をいかに実現していくか。日本医師会は、明確なビジョンと具体的な取り組みをもって変革を推進していく。

医療現場においては、医療分野における AI や ICT 等の活用を的確にリードしながら、医師の自主性・自律性を尊重した多様な働き方を目指して取り組んでいく。また、「いい医療の日」等を通じて、患者や国民、医療者が医療のあり方や ACP 等について共に考えていくなかで、上手な医療のかかり方についても国民に理解を求めていく。さらに、医師のキャリア形成を支援する取り組み等を通じて、医療の質や医療安全を確保し、国民の医療に対する信頼に添えていく。

地域医療においては、少子高齢化に直面するわが国の社会保障の基盤強化に資するべく、医療提供体制の整備・再構築に努めていく。とりわけ、かかりつけ医機能の拡充により地域包括ケアシステムを確立・強化するとともに、安心して産み・育てるための医療の確保や、予防と健康づくりの一体的実施による健康寿命の延伸を図っていく。さらに、医療ニーズに基づいた医師偏在対策を推進するなかで、災害や有事などの危機管理体制のほか、増加する訪日外国人への医療提供体制を充実していく。

医療政策においては、医療費削減に主眼を置くのではなく、健康増進を目的とした政策の結果として給付と負担の均衡による適正な社会保障費の伸びにおさまるような取り組みを、各地域で推進していく。その際、医師会組織は重要なインフラであること、医療は社会的共通資本であることを訴えながら、経済、財政、社会保障を一体的に考えた政策提言を行い、社会保障制度の安定性と持続可能性の向上に努めていく。また、その実行力

を高めていくためにも、さらなる組織強化を図っていく。

こうした医療現場・地域医療・医療政策それぞれの取り組みにより、「国民皆保険制度」と「かかりつけ医中心の医療提供体制」が一体となったわが国の保健医療システムを、長寿社会における医療モデルとして確立していくなかで、国民に将来の安心を約束していく。

そして、その成果を世界医師会等を通じて広く発信するとともに、各国の政府機関等の連携に向けた枠組みを主導しながらユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進することで、世界中の人々の幸福の実現にも貢献する。

以上のような基本的な認識に基づき、日本医師会は令和元年度事業計画として、各種会内委員会等からの提言の積極的活用と、日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化をはじめ、当面する 19 の重点課題について、地域に密着した医師会活動を基本に、その関連諸施策の推進を図る。

あわせて、日本医師会治験促進センター、女性医師支援センター並びに電子認証センターの運営についてもさらなる充実を図り、『日本医師会綱領』の精神を遵奉しながら、わが国の医学・医療の進歩並びに医療提供体制の拡充に尽力していく。

○ 重点課題一覧

1. 医療政策の提言と実行
2. 医の倫理・医療安全対策の推進と医療事故調査制度の円滑な運営に向けた取り組み
3. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進
4. 生涯教育の充実・推進
5. 日本医学会とのさらなる連携の強化
6. 医療分野における IT 化の推進
7. 広報活動の強化・充実
8. 国際活動の推進
9. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み
10. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・再興
11. 医療関係職種等との連携及び資質の向上
12. 医業税制と医業経営基盤の確立
13. 日本医師会年金の運営強化と会員福祉施策の充実
14. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮
15. 大規模災害対策
16. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化
17. 日本医師会治験促進センターの運営
18. 日本医師会女性医師支援センターの運営
19. 日本医師会電子認証センターの運営

1. 医療政策の提言と実行

社会保障費は、医療、介護等を中心に今後も高齢化により増加することが見込まれる一方、財政を健全化しようとする立場から、社会保障費抑制策の検討が続く。未曾有の少子高齢社会が進展し人口も減少していくなかで、国民皆保険を持続可能なものとしていくため、財政主導ではなく、われわれ医療側から過不足ない医療が提供できるよう、時代に即した改革を提言していく。

また、人生 100 年時代に向けて予防や生涯にわたる健康づくりを推進するため、生涯保健事業の体系化や健康スポーツ医の積極的活用、さらには生活習慣病対策や健康経営の浸透など、国民の健康寿命を延伸する政策を実行していく。

2. 医の倫理・医療安全対策の推進と医療事故調査制度の円滑な運営に向けた取り組み

『医の倫理綱領』、『医師の職業倫理指針（第3版）』を広く周知徹底し、より実践的な医の倫理の向上を図り、医師の自浄作用を活性化していく。

患者の安全確保と医療の質の向上を最優先課題として取り組むとともに、日本医療機能評価機構と共同で開催する「医療対話推進者養成セミナー」等を通じて、医療関係者と患者の相互理解、対話の促進に取り組む。

医療事故調査制度の円滑な運営に向けては、とりわけ医療事故調査等支援団体相互の連携を通じ、国民の信頼に込め得る体制を構築できるよう、都道府県医師会や郡市区等医師会、関連する学会・団体等とともに積極的な取り組みを進めていく。また、同制度において、医療事故調査・支援センターとして厚生労働大臣の指定を受けた日本医療安全調査機構に対しては、引き続き各学会等と協調し、財政面・運営面からの連携と支援を行う。

3. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進

『日本医師会綱領』を基本理念に、真に国民に必要な保健・医療・福祉の実現を目指していくため、病院団体等の医療関連団体をはじめ、様々な分野の団体とも連携を深めていく。

あわせて、医師会間の一層の連携強化と公益性の深化を図るための具体的方策の検討を進めるとともに、都道府県医師会との会員情報の相互利用に向けた取り組みを推進する。

勤務医については、労働環境の改善を図るため、会内の関係委員会で検討を行う。また、勤務医の意見を広く汲み上げるとともに、医師会活動への積極的な参画を呼びかける。

女性医師については、日本医師会女性医師支援センターを中心に就業支援策等を講じる他、会内委員会に女性医師を積極的に登用するなど、医師会活動への参画に向けて、引き続き取り組んでいく。

研修医については、会費無料化等を通じて、さらなる入会促進を図る。

医学生については、無料情報誌『ドクターゼ』の発行等を通じた支援を継続して行う。

以上のような取り組みの紹介をはじめ、日本医師会に入会する意義・必要性等をわかりやすくまとめた冊子『ドクターゼ 別冊』を広く配布するとともに、勤務医、女性医師、研修医、医学生それぞれのニーズに応える取り組みをより一層推進していくことで、さらなる組織強化を目指していく。

4. 生涯教育の充実・推進

日本医師会生涯教育制度については、会員・非会員を問わず、多くの医師が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう広く周知し、制度のさらなる定着を図る。また、『日本医師会雑誌』に掲載している生涯教育「問題解答」や eラーニングの充実など、引き続き履修環境の整備に努める

とともに、全国医師会研修管理システムのより一層の活用を促進する。

「指導医のための教育ワークショップ」については、引き続き日本医師会主催で実施するとともに、都道府県医師会が開催するものについても支援を行っていく。

新たな専門医の仕組みについては、プロフェッショナル・オートノミーに基づき、引き続き医学界・医療界が協調して、医師の地域偏在等を助長することがないように、地域医療への影響を配慮しながら適切な運営を目指す。また、日本専門医機構に対しては、適切・円滑な運営に向けて、積極的な支援を行う。加えて、生涯教育と専門研修との単位の互換性促進についても検討する。

電子書籍サービス「日医 Lib」については、『日本医師会雑誌』をはじめ、都道府県医師会発行物を順次掲載するなど、コンテンツの充実に努めていくとともに、今後、より多くの会員に利用されるよう積極的な広報に努める。

5. 日本医学会とのさらなる連携の強化

日本医師会と日本医学会が相携え、わが国の医学・医術のさらなる発展に貢献するとともに、安心・安全で良質な医療の確保と推進を目指す。

また、日本医学会が主催するシンポジウム、公開フォーラム並びに本年度開催の第30回日本医学会総会2019中部等に対して、積極的な支援を行う。

さらに、社会性の高い問題にあたっては、緊密な連携の下に適正な対応を図るとともに、日本医学会を通じ各学会員に医師会活動の啓発を行うことで、相互連携の強化を図る。

6. 医療分野におけるIT化の推進

医療分野におけるIT化に関しては、「日医IT化宣言2016」に基づい

て、全国規模の「医療等分野専用ネットワーク」の構築に向け、真に国民の医療にとって有益な IT 化を進展するべく具体的な提言を行い、医療情報の流通時のデータ標準化など、適切な対策を講じていくとともに、新技術も含め IT 化によるメリットや注意すべき点に関し十分な検討を進めていく。

加えて、国民・患者のプライバシーをしっかりと守りつつ、ネットワーク上での医療情報を高いセキュリティを確保した上で、医療連携や医学研究のために適切に活用し、医療の質の向上等、わが国の医療体制をより高い水準に押し上げる。

また、国が進める健康寿命延伸に向けたデータヘルス改革においても、積極的に関与を行い、医療界全体で適切な方向に進めていく。

一方、医療機関単位のセキュリティの確保に資するべく、国の重要インフラである医療分野のセプターの事務局として、サイバーセキュリティに関する情報の共有を構成団体とともに進めていく。

7. 広報活動の強化・充実

日本医師会の主張や見解を国民に浸透させていくため、引き続き定例記者会見を実施するとともに、その内容を『日医ニュース』、「日医君だより」、「ホームページ上での映像配信」を通じて広く伝えるだけでなく、テーマによっては全国紙を使った意見広告なども活用していく。

また、「日本医師会 赤ひげ大賞」、「生命（いのち）を見つめるフォト&エッセイ」等の顕彰事業についても引き続き実施し、国民と医療関係者のより良い信頼関係の構築を目指していく。

さらに、「かかりつけ医をもつことの推奨」、「国民皆保険を堅持する意義に関する国民への周知」、「日本医師会の組織強化に向けた広報の充実」、「医師の働き方改革に対する国民の理解を求める」、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた禁煙活動の更なる推進」等について、引

き続き重点的に取り組む。

8. 国際活動の推進

グローバル・ヘルスを国際活動の主軸として推進するために、国際機関や各国医師会との連携を深める。

昨年 9 月から横倉会長が前会長を務めるアジア大洋州医師会連合 (CMAAO) では、その事務局として各国間の情報交換を活発にし、組織のさらなる活性化を支援していく。この地域のプラットフォームから、世界医師会 (WMA) に対し、理事国として引き続き積極的な提言を行っていく。

また、昨年 10 月から横倉会長が前会長を務める WMA では、その存在感を高め、より大きな成果がもたらされるよう、横倉会長の WMA 前会長としての活動を積極的に支援していく。本年 6 月には、東京で「H20: Health Professional Meeting」を世界保健機関 (WHO)、WMA、日本医師会の共催で開催する。

国際保健検討委員会においては、WMA の活動を中心とした国際貢献と地域医療の連携について検討し、WMA 及び CMAAO と連動した活動をより一層強化していく。

次世代につながる国際保健の人材育成に貢献しているハーバード大学 T.H.Chan 公衆衛生大学院武見国際保健プログラムについては、日本人研究者の応募、選考などを含めて日本医師会が主導的運営を行い、引き続き同大学院との協力関係を維持していく。

日本医師会と日本医学会が昨年 9 月に創刊した医学総合ジャーナル『JMA Journal』については、引き続き国内外への周知に努めるとともに、内容のさらなる充実を目指す。

その他、日本医師会英文ホームページを通じて、日本医師会の国内外の活動を紹介していくとともに、昨年度より開始した在外日本人医師向け支援サービス『日本医師会ワールドメンバーズネットワーク (JMA-WMN) 』

を介して、在外日本人医師の活動支援等にも努める。

9. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み

今後さらなる超高齢社会を迎えるにあたっては、質が高く充実した医療がますます必要になる。そのため、地域に密着した有床診療所を含む診療所や中小病院を活用し、入院や施設の利用を併用する日本型在宅療養がより一層推進されるよう、関係各部署間の連携を密にし、国民の多種多様なニーズに応じていく。

平成30年度の診療報酬・介護報酬の同時改定の影響について、調査・検証を行う。また、本年10月の消費税率引き上げに伴う診療報酬上の補てん等の対応を行うとともに、介護人材の確保に向けた取り組み等を進めていく。さらに、次期制度改正に向け、介護医療院については、第7期介護保険事業計画における転換等の状況を踏まえ、第8期計画以降の対応を検討するとともに、その他の課題を整理して対応を検討していく。

指導、監査、施設基準の適時調査の運用の見直しについては、現場の混乱を縮小するために、引き続き厚生労働省当局と協議を行い、改善を図っていく。地方厚生（支）局間にある運用の差異についても是正するよう、働きかけを行っていく。

地域包括ケアシステムの構築においては、地域の医師会が行政と車の両輪となって医療・介護連携を推進することが必要不可欠である。市町村が介護予防事業や地域支援事業を実施するにあたり、地域リハビリテーションに関する事業や在宅医療・介護連携推進事業などの施策等に、都道府県医師会及び郡市区等医師会が積極的に関わることを支援する。

10. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・再興

すべての国民への平等で良質なサービスの提供を目指し、地域における保健・医療・福祉の連携と、医師会が中心となった医療関係職種間の連携

を推進し、かかりつけ医機能を中心に据えた、診療所や病院によって担われる地域医療のさらなる充実を目指す。とりわけ医師会共同利用施設を地域医療・地域保健の中核的役割を担う拠点にするとともに、地域医師会のリーダーシップの下、かかりつけ薬剤師のいる薬局との連携にも取り組む。

医師の需給・偏在問題については、プロフェッショナル・オートノミーを基本として、その解消に努めていく。

第 7 次医療計画の中間見直しに関する厚生労働省基本方針や関係通知等、また、地域医療構想の取り扱いについては、地域の実情を十分に反映する仕組みとして実施されるよう、引き続き国に対し提言していく。有床診療所の意義や重要性を引き続き情報発信していくことで、安定的・継続的にその機能が果たせるよう努めていく。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、第 7 次医療計画や第 7 期介護保険事業（支援）計画、障害者・医療的ケア児等への対策を踏まえ、地域包括ケアシステムの仕組みのなかで、機能分化された医療提供体制や地域連携が“まちづくり”に資するものになるよう、都道府県医師会及び郡市区等医師会との緊密な連携を通じて支援する。

これらの取り組みが、各地域においてそれぞれの実情に応じて推進されるよう、地域医療介護総合確保基金の確保・充実に努める。

かかりつけ医機能を充実させるため、かかりつけ医機能研修制度の実施や研修会を開催する他、かかりつけ医のための適正処方の手引きを作成・周知する。

さらに、4月27日から5月6日までの10連休においては、救急医療をはじめ様々な課題に対応して医療提供体制の確保に努める。

そして、近年増加する訪日外国人旅行者に対する地域の医療提供体制や在留外国人に対する医療提供のあり方についても、国に提言していく。

この他、関係団体や行政等との連携・協働をもって、以下に係る取り組み等を推進することで、かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確

立・再興を目指す。

- ・公衆衛生の向上
- ・少子化対策への取り組み
- ・成育基本法に係る取り組み
- ・児童虐待防止対策に係る取り組み
- ・健診標準フォーマットの普及による保健情報の一元的管理等を通じた生涯保健事業の体系化に向けた取り組み
- ・適切な予防接種施策
- ・新興・再興感染症発生に備えた取り組み
- ・禁煙対策・受動喫煙防止対策
- ・産業保健活動（産業医・産業保健機能の強化を含む）
- ・健康スポーツ医活動（東京オリンピック・パラリンピックへの対応を含む）
- ・学童期前の保健と学校保健への取り組み（生涯保健としての健康教育を含む）
- ・薬務に係る取り組み
- ・環境問題に係る取り組み
- ・臨床検査精度管理調査
- ・健康食品等への安全対策（国民のヘルスリテラシーの向上を含む）
- ・医療機関等における廃棄物の適正処理対策（水銀廃棄物の回収促進を含む）

11. 医療関係職種等との連携及び資質の向上

患者が良質で安心・安全な医療を受けられるよう、引き続き医師によるメディカルコントロールの下でのチーム医療を推進していく。

看護職員の需給については、厚生労働省の検討会を通じ、医療現場の実情を反映した需給見通しの策定と、看護職員確保のための施策の実施を求

めていく。そのなかで、看護職員の養成については、一義的に国の責任であることを基本とし、地域に密着した医療の推進や地域包括ケアシステムの構築・発展に向けた人材養成のため、とりわけ地域医療介護総合確保基金における看護師等養成所運営費補助金や実習施設の確保、各種規制の柔軟な運用を引き続き求めていく。養成カリキュラムの見直しについては、医療の進歩や看護職に期待される役割を踏まえつつ、地域に根差した看護職の養成・供給に影響を与えることのないよう検討を進めていく。また、准看護師養成制度を引き続き堅持し、准看護師・看護師等学校養成所に対する支援や、准看護師の生涯教育を推進する。

一般財団法人日本准看護師推進センターを本年4月に四病院団体協議会とともに設立し、2020年度からの准看護師試験事務の受託に向けて支援を行い、准看護師養成に一層尽力していく。

医療機関における業務を担える薬剤師の雇用推進については、適切な財源の確保・配分を国に働きかけていく。

病院や診療所の医師の事務負担を軽減し、医師が本来の専門的、社会的活動に専念できるよう、日本医師会の認定機関における医療秘書養成を拡充し、基礎的な医学知識や秘書技能を備え、最新の情報処理・管理に精通した人材を養成していく。

12. 医業税制と医業経営基盤の確立

医療機関の経営の安定・充実に向けて、医業経営に関わる税制の他、地域医療確保に資する税制などについて検討を進める。あわせて、中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において、診療報酬への消費税分上乗せの精緻化及び検証等がしっかりと行われるよう注視する。また、事業税非課税措置・四段階制等についても、引き続き存続を要望する。

税制要望については、今後とも都道府県医師会及び郡市区等医師会との

協力により、関係各方面に積極的に働きかけを行っていく。

13. 日本医師会年金の運営強化と会員福祉施策の充実

医師年金については、会員・年金加入者対応の一層の円滑化を進めるとともに、業務体制及びシステム対応の充実に努めていく。

また、年金資産の運用については、今年度新財政計画を策定するなかで、運用体制の全面的な見直しにも着手し、より安定的かつ効率的な運用結果が実現できるよう、中長期的な視点で改善を図る。

普及推進面では、医師年金設立 50 周年記念計画の最終年度として、新規加入者年間 1,000 名を目指して取り組みを強化する。あわせて、医師年金ホームページ、パンフレット類の改良・改定作業を進める。

会員（家族・従業員も含む）が全国のホテルに特別割引価格で宿泊できるサービスシステムについては、提携ホテルの拡充及び利用条件の向上の両面で、さらなる利便性の向上を図る。

14. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮

本事業による医療事故紛争の適切な解決を通じ、医師と患者の信頼関係の構築に資するとともに、会員相互の連帯に基づく都道府県医師会との緊密な連携により、医療提供基盤の安定化を図る。

また、医師会のさらなる組織強化に向けた取り組みと、今日の高額賠償化の現状や管理者責任への備えに対し、日医医賠償特約保険の加入者の増加に努め、健全な制度運営と拡充を図る。

さらに、医賠償保険制度における「指導・改善委員会」を通じた医師会内の自浄作用活性化を目指し、医療事故・紛争低減に向けた取り組みを推進していく。

15. 大規模災害対策

被災地域の復興にあたっては、“まちづくり”の中心に医療提供体制を据えることが重要であり、引き続き必要な提言を政府並びに関係各方面に行っていく。

日本医師会は、災害対策基本法上の指定公共機関の指定及び被災者健康支援連絡協議会の代表の立場で横倉会長が中央防災会議委員の任命を受けている。これらの責務を果たすため、東日本大震災、平成28年熊本地震等の経験を踏まえ、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等、今後起こり得る大災害を見据えた災害医療対策として、JMAT活動の充実や全体的な質の向上、関係機関等との連携、災害医療コーディネート機能の確立、防災訓練（災害時の情報共有・衛星利用実証実験）の実施などの取り組みを行う。

また、国の防災行政における医療の位置付け強化を働きかけるとともに、国土強靱化（ナショナルレジリエンス）の一環として、地域の医療機関の耐震化促進や関係法令上の警戒区域に立地する医療機関への支援、要配慮者対策を中心とした地域の医療・介護・福祉の連携に努める。

さらに、大規模災害により、一度に多数の犠牲者が発生した場合の身元確認及び死体検案について、各都道府県医師会に設置された警察活動に協力する医師の部会等を核とした、全国的な医師の派遣体制を確立する。あわせて、警察庁をはじめとする関係機関、団体、学会等と日本医師会との間での職種横断的な連携体制の構築にも努め、発災時の初動体制に万全を期す。

この他、訪日外国人の急増に加え、ラグビーワールドカップ2019日本大会や、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、都道府県医師会及び郡市区等医師会との連携の下、外国人患者の医療体制の適切な構築・運用に関わっていくとともに、CBRNEテロ災害や集団災害に関する研修を含め、救急・災害をはじめとする対策を進める。

16. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化

国民に選択されるエビデンスに基づいた医療政策の企画・立案に努め、社会保障制度論、国民医療費動向などの中長期的な課題とあわせ、地域医療提供体制、災害やテロ対応における医療支援の在り方の他、短期的な政策課題に対応するための調査・研究体制を一層充実・強化させた運営を行う。

情報技術の進展にともない、国民の医療・健康情報がビッグデータとして蓄積されつつある。日医総研では、こうしたデータを活用して医療の向上に役立つ研究等を行う。

また、研究のさらなるレベルアップを行うとともに、情報発信を幅広く展開していく。

医師主導による医療機器の開発・事業化については、引き続き円滑に進めていく。

17. 日本医師会治験促進センターの運営

国内で未承認あるいは適応外使用されている医薬品等を国民に提供するために、研究者が実施する医師主導治験を総合的に支援し、科学的な証拠に基づく質の高い医療の提供に貢献する。

また、わが国の治験等を推進するために、大規模治験ネットワーク登録医療機関のさらなる連携強化に向けた取り組みや、臨床研究審査の受託、研修機会の提供、企業治験の実施機会の提供を行うとともに、広く医師・国民に対して、治験等の普及啓発に努める。

さらに、今後、臨床研究へ参画する医師の教育研修や治験の実施を目指している地域医師会に対し、治験促進センターが得たノウハウ等を提供するとともに、効率的な治験等の実施体制整備に向けた支援を行う。

18. 日本医師会女性医師支援センターの運営

中核事業である女性医師バンクを広く周知し、さらなる活性化を図るとともに、都道府県医師会、大学医学部、各医学会等との協力体制の強化により、復職や就業継続の支援に注力する。あわせて、女性医師の勤務環境の整備やワークライフバランス等に関する各種講習会での啓発活動を通じて、女性医師のキャリア形成支援、女性医師の意志決定の場への参画推進にも取り組んでいく。

19. 日本医師会電子認証センターの運営

医師資格証について、広報活動を展開し、採用時の資格確認のほか身分証としての利用シーンを広げ、医師や医療機関を含め広く一般社会への認知度を高める活動を推進し、より申請者の利便性を高めるためオンライン申請サービスを検討するなど、発行拡大に努める。

また、医師資格証を利用する基盤整備事業として、現在、研修会・講演会の出欠管理のためのアプリケーションや、これと連動した全国医師会研修管理システムの運用がなされているが、各都道府県・郡市区等医師会での利用の普及に努めるとともに、各学会や各種の指定医講習との連携を進める。

さらに、医師資格証を活用できる IT 環境を拡大整備するなかで、クラウド型の電子署名システムや医師資格証利用者専用ポータルサイトなど、医師資格証利用者に様々なサービスを提供するとともに、各地の IT を利用した地域医療連携システムでも医師資格証の利用を働きかける。

この他、日本医師会及び都道府県医師会の会員情報との連携を図り、医師資格証が医師会の組織強化の一助となるよう、事業展開していく。